

山梨県公報

第千四百三十二号

平成十五年

十一月二十日

木曜日

目次

保安林の指定施業要件の変更予定(二件).....	七一九
保安林の指定の予定(三件).....	七二〇
土地収用事業の認定.....	七二一
都市計画の変更.....	七二二
公 告	
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出.....	七三二
一般競争入札について.....	七三二
教育委員会	
公の施設の利用停止.....	七三五
公安委員会	
遊技機の型式の検定.....	七三五

告 示

山梨県告示第五百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十五年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
甲府市上帯那町字奥仙丈三〇六七(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
甲府市上帯那町字奥仙丈三〇六七・南アルプス市高尾字高尾山七〇四の一・岡字唄坂三二八八(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十五年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡鳴沢村字富士山八五四五の一(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐に係る伐採種は、択伐による。字富士山八五四五の一（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び鳴沢村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定める所による。

昭和五十八年四月十九日農林水産省告示第四百三十六号

(二) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁並びに富士吉田市役所及び鳴沢村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町大城字西の草里一九九六の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西の草里一九九六の二（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定める予定である。

平成十五年十一月二十日

(一) 保安林の所在場所

甲府市草鹿沢町字清水坂一四五四

(二) 指定の目的
水源のかん養

(三) 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水坂一四五四（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町大城字古谷城一八九一の一、一八九七の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字古谷城一八九一の一、一八九七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 起業者の名称
中巨摩地区広域事務組合
- 二 事業の種類
（仮称）玉穂近隣公園整備工事及びこれに伴う農業用排水路付替工事
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 中巨摩郡玉穂町大字町之田字熊野及び大字一町畑字川久保地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十條第一号要件

（仮称）玉穂近隣公園整備工事及びこれに伴う農業用排水路付替工事（以下「事業」という。）のうち、（仮称）玉穂近隣公園整備工事は、法第三十三條第二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであり、農業用排水路付替工事は、同条第五号に掲げる「地方公共団体が設置する排水路」に関するものであることから、法第二十條第一号に該当する。

2 法第二十條第二号要件

起業者は、平成十五年以降順次財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十條第二号に該当する。

3 法第二十條第三号要件

（一）起業者が管理運営する玉穂公園は、山梨県が行う鎌田川河川改修工事によって、グラウンドの敷地の一部等公園の敷地の約三分の一が失われることとなった。このため、本事業は、失われた公園のグラウンド等の従来の機能を確保するとともに、緑地、遊具広場等の機能を付加した、新たな公園を整備するものである。本事業施行により、従来どおりグラウンド等の利用が可能となるとともに、憩いの場、健康づくり及びふれあいの場として公園の利用が見込まれると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

（二）本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

（三）起業地は、起業者が管理運営する福祉センターとの一体的な利用及び管理が可能な場所で、利便性、経済性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

（四）本事業に係る起業地の範囲は、予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

（五）（一）から（四）までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十條第三号に該当する。

4 法第二十條第四号要件

本事業は、既存の玉穂公園の敷地が減少することによる機能回復のため施行するものであり、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十條第四号に該当する。

5 結論

1 から4まで述べたとおり、本事業は法第二十條各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。
 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 玉穂町都市環境課

山梨県告示第五百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
 平成十五年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市計画の種類
 峡東都市計画道路
 （三・四・二号上於曾駅前赤尾線及び三・四・三号上於曾本町管田線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

公 告

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年三月二十日まで縦覧に供する。
 平成十五年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
有限会社佐々木ビル 代表取締役 佐々木公子	北都留郡上野原町上野原三千七百九十八番地八

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 佐々木ビル
 所在地 北都留郡上野原町上野原六百九十七番
- 2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時三十分（年間三十日は午前九時）	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後十一時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時（年間三十日は午前八時三十分）から午後九時三十分まで	第一駐車場は午前八時三十分から午後十一時三十分まで 第二駐車場、第三駐車場及び第四駐車場は午前八時三十分から午後十時まで

3 変更の年月日

- 平成十五年十一月二十五日
- 届出年月日
平成十五年十月十六日

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成十五年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

一般県道河口湖芦川線若彦トンネル（仮称）河口湖工区建設工事（以下「対象工

事」という。）

2 工事場所

山梨県南都留郡富士河口湖町大石河口湖工区

3 工事概要

トンネル工 NATM工法

延長 千四百五十三メートル

道路幅員 六メートル

掘削断面積 五十五・四平方メートルから五十六・四平方メートルまで

掘削量 九万七千八百立方メートル

なお、対象工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

4 工期

平成十九年三月十五日まで

5 予定価格

二十九億九千八百八万四千九百五十円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

二 一般競争入札の参加資格

任意の三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であって、次に掲げる条件に該当する者であること。

1 共同企業体の各構成員に係る参加資格

(一) 平成十五年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第三百六号）に基づく土木一式工事に係る一般競争入札参加資格を有していること。

(二) 各構成員は、次の要件を満たす者であること。

(1) 代表構成員

平成十五年五月一日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の土木一式工事に係る総合評価点（以下、「総合評価点」という。）が千二百点以上であり、かつ、平成五年四月一日以降に対象工事と同種の工事（掘削断面積四十平方メートル以上で延長千メートル以上のNATM工法による新設トンネル工事）を元請けとして請け負い、当該工事の完成、引き渡し済みの施工実績（共同企業体の構成員として施工した場合にあつては、当該共同企業体への出資比率が二十パーセント以上のときの実績に限る。）を有する者であること。

(2) 代表構成員以外の構成員

代表構成員以外の構成員二者は、総合評価点が九百点以上であり、かつ、平成

五年四月一日以降に対象工事と同種の工事（NATM工法による新設トンネル工事）を元請けとして請け負い、当該工事の完成、引き渡し済みの施工実績

（共同企業体の構成員として施工した場合にあつては、当該共同企業体への出資比率が二十パーセント以上のときの実績に限る。）を有する者であること。

(三) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(四) 入札日以前六月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

(五) 入札日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

(六) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。

(七) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(八) 契約締結日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者であること。

2 共同企業体の参加資格

(一) 共同企業体の結成は、二の1の条件を満たす者の自由意志に委ねる自主結成方式とする。

(二) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

(三) 代表構成員以外の各構成員の出資比率は、二十パーセント以上であること。

(四) 代表構成員及び各構成員は、当該工事に係る入札において、同時に二以上の共同企業体の構成員になることはできないものであること。

(五) 監理技術者資格者証を保有する一級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、平成五年四月一日以降に監理技術者、主任技術者又は工事実績情報システム（OOPS）に登録されている担当技術者として、二の1の(一)に掲げる同種の工事（完成、引き渡し済みのものに限る。）への施工従事経験がある者一名を対象工事に専任で配置できる共同企業体であること。なお、工事の施工にあつては、各構成員が各々技術者を配置すること。また、原則として工事完成まで配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の県が認める理由によるものを除き、認めない。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部
道路建設課管理担当 電話〇五五 二二三 一六八六
- 2 入札説明書等の交付方法
この公告の日から平成十六年一月九日(金)までの、山梨県の休日を含め、山梨県条例第六号(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間の交付場所において直接交付する。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出方法
この公告の日から平成十五年十二月三日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までに山梨県富士北麓・東部地域振興局都留建設部総務スタッフ(山梨県都留市田原三丁目三番三号)に持参すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十六年一月十三日(火)午後一時三十分 恩賜林記念館(山梨県甲府市丸の内一丁目五番四号)二階大会議室
- 5 郵便による入札書の受領期限及び受領場所
平成十六年一月九日(金)午後五時までに山梨県土木部土木総務課契約担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない共同企業体の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした共同企業体の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた共同企業体であっても、入札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった共同企業体の行った入札は、無効とする。
- 8 落札者の決定方法

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
納付を要する。ただし、規則第八条の二の規定に該当する者は、入札保証金を免除する。
 - 3 契約保証金
納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
 - 4 契約書作成の要否
要(山梨県建設工事請負契約約款を用いる。)
 - 5 契約の締結
この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第十三号)に基づき、山梨県議会において議決に付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
 - 6 談合の禁止及び談合に対する契約解除、違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなくてはならない。
 - 7 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
1 Subject matter of the contract to be procured

Construction work of the tunnel on the Kawaguchiko Ashigawa Line in
Fujikawaguchiko-cho

- 2 Date and Time for tender
1:30PM January 13, 2004
- 3 Bureau in charge

Management Section, Road Construction Division, Civil Engineering Department,
Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome
Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan TEL055-223-1686

教育委員会

● 公の施設の利用停止

次のとおり公の施設の利用を一時的に停止する。

平成十五年十一月二十日

山梨県教育委員会

委員長 志 村

洸

一 名称及び位置

山梨県立美術館 甲府市

二 利用停止期間

平成十五年十一月二十五日(火)から平成十六年四月二日(金)まで

三 利用停止理由

展示施設増築工事のため

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年十一月十九日までとする。

平成十五年十一月二十日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式の概要		検定番号
		遊技機の種類及び区分	型式名	
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CRサン ダーバー D2V	株式会社藤商事	三〇〇六八〇
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR・爆 笑モアイ MJ	株式会社平和	三〇〇七三四
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR・爆 笑モアイ XJ	株式会社平和	三〇〇七五七
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR・爆 笑モアイ YJ	株式会社平和	三〇〇七六〇
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求	ばちんこ遊技機	CRミラ クルマジ	株式会社三洋物産	三〇〇七四〇

愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二一 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二一 丁目九番二一 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中千種区見寄町一 二五番地	規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	ツクル CRイタ リアンド リームS 2	株式会社三洋物産	三二〇六九五
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中千種区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRガチ ソコ7S	タイヨーエレクトク株式会社	三〇〇七六五
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中千種区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRガチ ソコ7R	タイヨーエレクトク株式会社	三〇〇七六八
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中千種区見寄町一 二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRガチ ソコ7X	タイヨーエレクトク株式会社	三〇〇七七三
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR虎せ ますV	株式会社高尾	三二〇七三一

株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	第三種特別電動役物 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR男浜 幸日本一 X	株式会社高尾	三〇〇七九七
--	--	-------------------	--------	--------